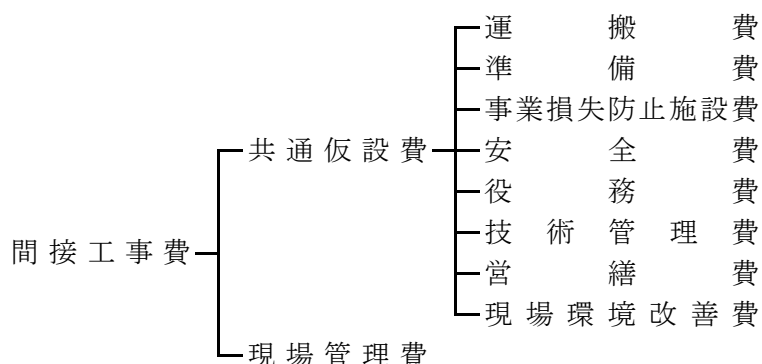


(2) 間接工事費

間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



ア 共通仮設費

(ア) 工種区分

共通仮設費は、次表に掲げる工種区分に従って算定するものとする。

- a 工種区分は、工事名にとらわれることなく、工種内容によって適切に選定するものとする。
- b 2種以上の工種内容からなる工事については、その主たる工種区分を適用するものとする。

なお、主たる工種区分とは下記(イ)のaに定める対象額の大きい方の工種区分をいう。

ただし、対象額に差が無い判断しがたい場合は、直接工事費の額で判断してもよいものとする。

表6-1 工種区分

工種区分	工種内容
河川工事	河川工事(河川高潮対策区間の工事を除く。)にあつて、次に掲げる工事 築堤工、掘削工、浚渫工、護岸工、特殊堤工、根固工、水制工、水路工及びこれらに類する工事
河川・道路 構造物工事	河川における構造物工事及び道路における構造物工事にあつて次に掲げる工事 1 樋門(管)工、水(閘)門工、サイフォン工、床止(固)工、堰、揚排水機場、落石防止覆工、防雪覆工、防音(吸音)壁工、コンクリート橋、簡易組立橋、PC橋(プレキャストセグメントを除く工場既製の桁の場合)等の工事及びこれらの下部・基礎のみの工事 2 橋梁下部工(RC構造)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造) 3 ゴム伸縮継手、落橋防止工(RC構造)、コンクリート橋の支承、高欄設置工(コンクリート等)、旧橋撤去工(コンクリート橋上下部)、トンネル内装工(新設トンネル) 4 1から3に類する工事 ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するもの及び門扉等の工場製作及び揚排水機場の上屋は除く。
治山・ 地すべり 防止工事	治山及び地すべり防止工事にあつて、次に掲げる工事 1 治山ダム工、護岸工、水制工、流路工、 2 土留工、水路工、法切工、山腹緑化工、法枠工、落石防止工 3 集水井工、排水トンネル工、アンカー工、杭打工、排土工、暗きょ工 4 1、2及び3に類する工事
海岸工事	海岸工事にあつて、次に掲げる工事 防潮工、消波工、砂丘造成における盛土工及びこれに類する工事
森林整備	森林整備に係る工事にあつて、次に掲げる工事 地拵え、植栽、受光伐、除伐、本数調整伐及び保育に関する工事及びこれに類する工事
道路工事	道路工事にあつて、次に掲げる工事 土工、擁壁工、函渠工、側溝工、山止工、法面工及びこれに類する工事

鋼橋架設工事	<p>鋼橋等の運搬架設に関する工事であって、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鋼橋架設工、鋼橋塗装工、鋼橋塗替工、鋼橋桁連結工、橋梁検査路設置工、高欄設置工(鋼製・アルミ等)、橋梁補修工(鋼板接着・増桁)、スノーシェッド(鋼構造)、ロックシェッド(鋼構造)、道路付属物を除く鋼構造物塗替工(水門、樋門、樋管、排水機場等)、床版工(RC構造及びプレキャストPC構造を除く)、橋梁下部工(鋼製) 2 簡易組立橋の塗装工事及びこれらに類する工事 3 鋼橋撤去工(鋼橋に伴う床版撤去含む) <p>ただし、工種区分の橋梁保全工事に該当するものは除く。</p>
PC橋工事	<p>PC橋に関する工事であって、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事現場におけるPC橋の製作(工場製作桁は除く)架設及び製作架設に関する工事 2 プレキャストセグメント構造のPC橋工事
橋梁保全工事	<p>橋梁(上部工、下部工)に関するすべての保全、補修、補強工事及び既設橋梁の橋梁付属物工修繕工事(塗装、舗装打ち替え等は除く)</p>
舗装工事	<p>舗装の新設、修繕工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>セメントコンクリート舗装工、アスファルト舗装工、セメント安定処理工、アスファルト安定処理工、砕石路盤工及びこれに類する工事</p> <p>ただし、小規模(パッチング等)な工事で施工箇所が点在する工事は除く。</p>
トンネル工事	<p>トンネルに関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 トンネル工事 2 施工方法がシールド工法又は作業員が内部で作業する推進工法による工事 <p>ただし、本體工を完成後別件で照明設備、舗装、側溝等を発注する場合、又は共用開始後の照明設備、吹付け、舗装、修繕工事等は除く。</p>
河川維持工事	<p>河川維持工事(河川高潮対策区間※注)の工事を含む)にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理を目的とした維持的工事 2 堤防天端、法面等の補修工事 3 標識、境界杭、防護柵及び駒止等の設置 4 道路における電気通信設備以外の当該設備工事 5 河川の伐開、除草、清掃、芝養生、水面清掃等の作業 6 1、2、3、4及び5に類する工事
道路維持工事	<p>道路にあつて、次に掲げる工事</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 管理を目的とした維持的工事 2 道路附属物塗替工、防雪柵設置撤去工※1、トンネル漏水防止工、トンネル内装工(供用トンネル)、路面切削工、路面工、法面工等の維持・補修※2に関する工事 3 道路標識※1、道路情報施設、電気通信設備、防護柵※1、樹木等、区画線等の設置 4 除草、除雪、清掃及び植栽等の緑地管理に関する作業 5 1から4に類する工事 <p>※1:局部的新設、復旧・更新を主とする場合に適用 ※2:法面工の補修については局所的な場合に適用</p>
公園、用地造成	<p>公園緑地及び林業施設用地等の造成工事に関する工事にあつて、次に掲げる工事</p> <p>敷地造成工、園路広場工、植樹工、芝付工、花壇工、日陰柵工、ベンチ工、池工、遊戯施設工、運動施設工、法面工、敷地内舗装工、調整池工、排水工(敷地造成と併せて行うもの)、柵工及びこれらに類する工事</p>

※注)「河川高潮対策区間」とは、「河川管理施設構造令(昭和51年政令第199号)」により、河川管理者が定める計画高潮位が計画高水位より高い区間である。

- 備考
- 1 保安林管理道等に関する工事は林道関係事業に準ずるものとする。
 - 2 治山関係事業のうち、防潮工、砂丘造成における盛土工及びこれらに類する工事を主とする工事は海岸工事に準じ、防風工、植栽工等を主体とするものについては森林整備に準ずるものとする。

- (b) 上記以外で積み上げる項目は、次の各項に要する費用とする。
- i 特殊な品質管理等に要する費用
 - (i) 土質等試験：品質管理基準に記載されている項目以外の試験
 - (ii) 地質調査：平板載荷試験、ボーリング、サウンディング、その他原位置試験
 - ii 現場条件等により積み上げを要する費用
 - (i) 軟弱地盤等における計器の設置・撤去及び測定・取りまとめに要する費用
 - (ii) 試験盛土等の工事に要する費用、トンネル(NATM)の計測Bに要する費用
 - (iii) 施工前に既設構造物の配筋状況の確認を目的とした特別な機器(鉄筋探査等)を用いた調査に要する費用
 - (iv) 防護柵の出来形管理のための非破壊試験に要する費用
 - iii 施工合理化調査、施工形態動向調査及び諸経費動向調査に要する費用
 - (i) 調査に要する費用とし、その費用については、間接工事費、一般管理費等の対象とする。
 - iv ICT建設機械に要する以下の費用
 - (i) 保守点検(施工箇所が点在する工事においては、施工箇所毎の施工数量によるものとするため、箇所毎に必要な額を計上するものとする。)
 - (ii) システム初期費(1工事当たり使用機種毎に一式計上とする。施工箇所が点在する工事の場合は、箇所毎に計上するのではなく、1工事当たり使用機種毎に一式計上とする。)
 - (iii) 3次元起工測量
 - (iv) 3次元設計データの作成費用
 - (v) 3次元出来型管理・3次元データの納品及び外注経費等にかかる費用
 - v その他前記 i、ii、iii 及び iv に含まれない項目で、特に技術的判断に必要な資料の作成に要する費用
- (ク) 営繕費
- a 営繕費として積算する内容は次のとおりとする。
 - (a) 現場事務所、試験室等の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用
 - (b) 労働者宿舎の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用
 - (c) 倉庫及び材料保管場の営繕(設置・撤去、維持・修繕)に要する費用
 - (d) 労働者を現場事務所等集散場所まで輸送するために要する費用(現場条件により現場事務所から作業地点へのモノレール輸送、海上輸送等による労働者の輸送に要する費用は、積上げ計算によるものとする。)なお、貨物用モノレールを設置する場合やケーブルクレーン又はヘリコプターにより資材を運搬する場合、施工現場までの移動手段が長時間の徒歩となり、労働時間に制約を受ける場合等、必要に応じて人送モノレールを計上することができる。

- i) 火薬庫類の設置に当たり土地の借上げが必要な場合は、別途考慮することができる。
 - (c) 現場事務所、監督員詰所等の美装化、シャワーの設置、トイレの水洗化に要する費用
第13現場環境改善費の積算要領により積算するものとする。
 - (d) その他、現場条件等により積上げを要する費用
 - (e) 同一の事業(同種の事業内容であった前身の事業を含む。)により設置された作業施設を使用して工事を施工する場合には、当該作業施設の使用に要する費用相当額を営繕費から控除するものとする。
- (ケ) 安全費
 - a 安全費として積算する内容は次のとおりとする。
 - (a) 安全施設等に要する費用
 - (b) 安全管理等に要する費用
 - (c) (a)及び(b)に掲げるもののほか、工事施工上必要な安全対策等に要する費用
なお、交通管理に要する費用(交通誘導員及び機械の誘導員等の費用)については、直接工事費のその他の費用に積上計上するものとする。
 - b 積算方法
 - (a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記 a の(a)及び(b)のうち下記項目とする。
 - i 工事地域内全般の安全管理上の監視、あるいは連絡等に要する費用
 - ii 不稼働日の保安要員等の費用
 - iii 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置・撤去補修に要する費用及び使用期間中の損料
 - iv 夜間工事その他照明が必要な作業を行う場合における照明に要する費用(大規模な照明設備を必要とする広範な工事(ダム・トンネル本体工事、トンネル内舗装等工事)は除く。)
 - v 河川、海岸工事における救命艇に要する費用
 - vi 酸素欠乏症の予防に要する費用
 - vii 粉塵作業の予防に要する費用(ただし、「ずい道等建設工事における粉塵対策に関するガイドライン」によるトンネル工事の粉塵発生源に係る措置の各設備、「鉛等有害物を含有する粗塗料の剥離や
 - かき落とし作業における労働者の健康障害防止について」に伴う各ばく露防止対策は、仮設工に計上する。)
 - viii 長大トンネルにおける防火安全対策に要する費用(工事用連絡設備含む)
 - ix 安全用品等の費用(墜落制止用器具(フルハーネス型)を含む)
 - x 安全委員会等に要する費用
 - xi 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策にかかるガイドライン」における設備的防護対策に要する費用
 - (b) 上記以外で積上げ計上する項目は次の各項に要する費用とする。
 - i 鉄道、空港関係施設等に近接した工事現場における出入り口等に設置する安全管理要員等に要する費用

- ii バリケード、転落防止柵、工事標識、照明等の現場環境改善に要する費用
積算方法は、第13現場環境改善費の積算要領により積算するものとする。
- iii 高圧作業の予防に要する費用
- iv 河川および海岸の工事区域に隣接して、航路がある場合の安全標識・警戒船運転に要する費用
- v ダム工事における岩石掘削時に必要な発破・監視のための費用
- vi トンネル建設工事における呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等)に要する費用。
トンネル工事における掘削及び支保工に使用する呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等)の費用として、1工事あたり次式により「呼吸用保護具等費用」を別途計上するものとする。
呼吸用保護具等費用 = 1,660,000円 + 総労務費 × 0.5% (円)
なお、この計算式は呼吸用保護具の規格がB級(半面形面体)の場合に適用する。
このほかの規格を適用する場合は別途考慮するものとする。
なお、総労務費とは、1工事あたりのトンネル世話役、トンネル特殊工、トンネル作業員の労務費(鏡吹付施工労務費を含む)合計額とする。
(注)B級とは、濡れ率の性能等級を示す。
- vii 鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業における呼吸用保護具(電動ファン付粉塵用呼吸用保護具等)に要する費用
- viii 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」における切羽変位計測に要する費用(トンネル(NATM)の計測Aに要する費用は除く)
- ix その他、現場条件等により積上げを要する費用

(コ) 現場環境改善費

- i 現場環境改善費として積算する内容は、次のとおりとする。

ア) 現場環境改善費率によって計上される費用

イ) 費用が高額となる積上げ計上される費用

積算方法は、第13現場環境改善費の積算要領による。

イ 現場管理費

(ア) 工種区分

現場管理費は、次表に掲げる工種区分に準じて算定するものとする。

(イ) 算定方法

現場管理費は、表6-8(第1表から第4表)の工種区分に従って純工事費ごとに求めた現場管理費率を、当該純工事費に乗じて得た額の範囲内として次式により算定するものとする。

$$\text{現場管理費} = \text{純工事費} \times \text{現場管理費率}(J_0)$$

なお、純工事費については、「第14-1間接工事費等の項目別対照表(表14-1)」によるものとする。

ただし、2種以上の工種からなる工事は、その主たる工種の現場管理費率を適用するものとする。